

令和4年3月31日

荷主事業者(運送委託者) 御中

国土交通省関東運輸局  
厚生労働省  
東京・神奈川・千葉・埼玉  
茨城・栃木・群馬・山梨  
労働局  
経済産業省関東経済産業局

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受へのご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物自動車運送事業は我が国の経済活動、並びに国民生活の発展、維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されております。

このような状況から、燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や、燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃收受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要な設備導入に要する経費等を含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主(運送委託者)と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 記

### 【 ご理解とご協力をお願いしたい事項 】

貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金(「標準的な運賃」の設定、燃料サーチャージの導入等)への見直し。

#### <参考>

貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となる場合があります。

### 《問い合わせ先》

○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 ☎045-211-7248

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎東京:03-3512-1612、☎神奈川:045-211-7351、☎千葉:043-221-2304

☎埼玉:048-600-6204、☎茨城:029-224-6214、☎栃木:028-634-9115

☎群馬:027-896-4735、☎山梨:055-225-2853

○経済産業省関東経済産業局産業部適正取引推進課 ☎048-600-0325